

令和5年度 第1四半期原子力規制検査結果について

令和5年8月23日に、原子力規制委員会から令和5年度第1四半期の間実施した原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）の結果が通知されました。通知された検査指摘事項は以下の通りです。

発電所	件名	事象、指摘内容	重要度／深刻度
美浜	3号機 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備	令和5年1月12日、美浜発電所3号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の是正処置の対応状況の確認を行ったところ、火災防護対象ケーブルに系統分離対策が施工されていないことを確認した。	緑／SLIV (通知なし)
美浜	3号機 誤った評価条件の設定による充てん／高圧注入ポンプ漏えい油を火災源とする火災影響評価の未実施	令和5年6月1日、美浜発電所3号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の是正処置の対応状況の確認を行ったところ、充てん／高圧注入ポンプの油回収皿の火災影響評価が不適切であることを確認した。	緑／SLIV (通知なし)
大飯	3、4号機 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備	令和4年9月12日、大飯発電所3、4号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の未然防止処置の対応状況の確認を行ったところ、火災防護対象ケーブルに系統分離対策が施工されていないことを確認した。また、事業者による同検査指摘事項の未然防止処置における調査において、火災防護対象ケーブルの選定時に制御盤の選定が不十分であり、系統分離対策が施工されていない制御盤があることが確認された。	緑／SLIV (通知なし)
高浜	3号機 原子炉補機冷却水冷却器の連続運転時間の管理不備による冷却器伝熱管漏えい	令和5年3月15日、定格熱出力一定運転中の高浜発電所3号機のC原子炉補機冷却水冷却器において、冷却水の海水側への漏えいの可能性が確認され、詳細点検を行うため当該冷却器を隔離したことから、保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。 事業者による詳細点検の結果、当該冷却器伝熱管1本に微小な貫通穴が確認された。	緑／SLIV (通知なし)
高浜	3、4号機 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備	令和5年1月26日、高浜発電所3、4号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の未然防止処置の対応状況の確認を行ったところ、火災防護対象ケーブルに系統分離対策が施工されていないことを確認した。	緑／SLIV (通知なし)